

第5期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

竹島問題と韓国



ふじい・けんじ 日本安全保障戦略研究所研究員。島根県竹島問題研究顧問。島根県吉賀町出身。近著に「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島」（日本国際問題研究所HP掲載）がある。

竹島は、現在の日本の領土を決定したサンフランシスコ平和条約で日本領に残された。1951年7月に韓国は竹島を自国領とするよう要求したが、すでに竹島を日本領と判断していた米国は、韓国宛ての公文（「ラスク書簡」）でそれを拒否し、平和条約は9月に調印された。

ところが、その後米国は判断を変更したという主張がある。例えば、1952年10月3日付で東京の米国大使館から本國国務省に送られた報告には、竹島は「かつて朝鮮王朝に属してい

月に竹島で米軍の爆撃訓練が行われたという韓国の新聞報道をきっかけに作成された。韓国政府の統制が未熟なため韓国人の竹島への出漁を規制できず爆撃訓練で事故が起きる危険性があると、本國政府に注意を促した文書である。「ラスク書簡」のように米国の公式見解を韓国に伝えたものではない。韓国は11月10日に米国に抗議し、米国は12月4日に回答した。回答は時間が経っているため爆撃訓練の調査はできないと告げるものだったが、次の文言で結ばれていた。

米国の抗議文にある「独島（リアンクール岩）は…大韓民国の領土の一部である」との言明に注目します。合衆国政府のこの島の地位に対する理解は、ワシントンの韓国大使に宛てたティーン・ラスク国務次官補の1951年8月10日付通牒において述べられています。

日、駐米韓国大使に対して「ラスク書簡」の「コピー」を送るよう求め、翌月韓国大使は本國に送付した（韓国外交史料館所蔵資料「独島問題、1952-1953」）。韓国政府外務部は「ラスク書簡」を知らなかったことになる。

1955年、韓国政府外務部は「各在外公館長が本問題を正當に理解して日本人の不当な宣伝に備えるのに参考になるよう」に『獨島問題概論』という冊子を制作した。1952年12月4日付の米国の回答も収録されていたが、何と、「ラ

「ラスク書簡」隠ぺいの責任

た。もちろん、日本がその帝国を旧朝鮮に拡大した際に朝鮮の他の領土とともに併合された」とあるではないかというのである。

平和条約で竹島は日本領と決定している以上そのような主張は無意味であるが、最近も、「かつて強硬な『ラスク書簡』を發出して韓国側の要求を拒否した

米国側でも、条約調印後に次のような注目すべき文書が作成されていました」と、この報告を強調する本が出版された（坂本悠一「歴史からひもとく竹島／独島領有権問題―その解決への道のり―」清水書院）。

この報告は1952年9

米國は韓国の抗議文にある「独島（リアンクール岩）は…大韓民国の領土の一部である」との言明に注目します。合衆国政府のこの島の地位に対する理解は、ワシントンの韓国大使に宛てたティーン・ラスク国務次官補の1951年8月10日付通牒において述べられています。

米國は韓国の竹島領有主張に警告し、竹島が朝鮮領だったことはなく日本の領土であるという米國の公式見解を再度韓国に告げたのだった。米國の判断は変わっていない。不可解なこと

「ラスク書簡」再確認を求めた最後の部分を「etc」として削除していた。平和条約で竹島が日本領になった事実を、韓国政府は在外公館の職員にも知らせなかったのである。

韓国の言い分に根拠があるかのような断片的な資料を拾い集めて、動揺を誘う手法に感わされてはならない。韓国政府は平和条約で竹島が日本領に残されたことを国民に知らせず、誤解と日本への反感が韓国人の間に拡大するのを放置して不法占拠を続けた。この事実を韓国人が知ることが、竹島問題解決のためにまずなされるべきことである。